Neko-Dasuke <http://www02.so-net.ne.jp/~nekonet/>Dobutsu-Net <http://www02.so-net.ne.jp/~tamaco/>

**p-2 新宿にゃんにゃんセミナー11月23日開催**  
**p-4 改正動物愛護法の付帯決議にご意見募集中**



動物愛護行政推進を求める要望書と署名録を富山市長(写真左)に提出。(中央・代表、右・同会員)

# 愛すべし動物たちとの思い出と活動

北日本動物福祉協会代表 村田美南子さん



幼い頃から、捨て猫犬はもちろんのこと、道路で干からびくなっているコウモリ、尾っぽを車に潰されて苦しむヘビなど、何であろうとも目の前で苦しんでいる生き物を見た時、それを絶対に見て見ぬ振りの出来ない子供でした。

小学生の頃、通学途中で拾った子猫を教室に持ち込み、廊下に立たされた事、解剖の授業に使う力エルを捕まえてきた男の子と引き合いで喧嘩をして、力エルを逃がし、教員室に呼ばれて叱られた事、ネズミ取りに掛かったネズミを何度も逃がすので、父親に物置に入れられた事など、生き物との関わりの中で、悲喜こもじもの思い出は数知れません。

そんな私は、母親にとっては変わった子供であって、心配は尽きなかつたようです。子供の頃の私の願いは、一日も早く大人になって、動物を自分の意志で飼う事が出来るようになる事でした。

結婚してからは、私の影響を受けたからでしょうか、主人も娘も猫や犬を拾つてくるので、一番多いときは、猫が37匹、

犬が3匹の大世帯になっていました。

動物のための会を作るキッカケになったのは、11年前の平成2年の秋、一人の女性から、動物のために一緒に活動をしませんか？？と声を掛けられたことからでした。

同じ思いを持つ者15～6名が集まりましたが、たくさんの人が集まれば、必然的に、そこには、たくさんのドタバタが発生します。活動をスタートさせる前に空中分解の危機が幾たびも訪れ、最後は、活動とは無縁に暮らしてきた主婦3人が残つてきました。

無知なまま、未知なる世界に飛び込んだのです。会を発足させるや否や、こちらの思惑に係らず、動物に関する様々な問題が一挙に押し寄せ、毎日が、ただ、もう、無我夢中の中で過ぎていったという思いです。が、今、ふと、振り返つてみた時、活動を始めから、もう11年もの歳月が経過しています。

今に至るまで、実際に多くの動物との出会いと別れを体験してきましたが、60歳を迎える今、この先も、動物のために息の長い運動を：と願う時、動物に寄せる熱い心と深い思いを、常に社会全体に向けていられる人間でありたいと念じています。

むらたみな  
北日本動物福祉協会の設立

(平成3年5月)より、家業と主婦業と動物愛護活動を精神的に続ける。

動物血液製剤会社(旧・ブルー十字)の倒産に伴う44頭の犬猫放棄事件の解決。  
ページに掲載が続いた、偽「動物王国」に絡むペット搾取事件に取り組み、NTTの広告掲載中止に至る運動など多岐に及ぶ。国内多数の市民愛護団体への影響力が大きく、相談役的なポジションとしても特異な活動を展開。

公益法人愛護団体などの会報誌ほかマスコミ等への出稿多数。富山県富山市生まれ。同志社女子大学卒業後、自営の会社に参加、結婚後は、主人と共に取締役として会社を経営。ご家族はご主人、要介護3の88歳のお母さまと、お嬢さま。自宅に8匹の猫と1匹の犬、会社に7匹の猫が同居。散歩コースの外猫16匹お世話中。

# 「飼い主のいない猫と共に生きるために」

## 飼い主のいない猫との共生モデルプラン

これまで「飼い主のいない猫」については、ふん尿やいたずらなどの被害があっても、対策がありませんでした。

飼い猫であれば飼い主に苦情を言うこともできますが、相手が「飼い主のいない猫」では不満の持つて行き場がなく、結局被害を受けている方は猫を憎むようになってしまい、餌を与えていた人の感情的な問題や、猫を傷つける事件などが起きることになります。

もともと「飼い主のいない猫」は飼い猫が捨てられ、残したりしたものです。

なにより猫の飼い主の方が、責任ある飼い方をすることが大切です。そうすれば不幸な猫は、これ以上増えないはずです。

そのうえで、今いる「飼い主のいない猫」をどうするかを考えいかなければなりません。

東京都衛生局と新宿区保健所が地域住民に配布したチラシより

その方法として、猫を排除するのではなく、これを地域の問題としてとらえ

1. 猫も命あるものだという考え方で、
2. その地域にお住まいの皆さんとの合意のもとに、
3. 地域で猫を適正に管理しながら共生していく、

という活動が広がっています。

具体的には、不妊去勢手術を行ってこれ以上増えないようにしたうえで、適切に餌を与え、食べ残しやふんの掃除をして管理していくというものです。

屋外の猫の寿命は4年程度といわれていますから、このような管理がうまく続ければ、「飼い主のいない猫」の数は減少していくものと考えられます。

## にゃんにゃんセミナー開催のお知らせ!!



11月23日（金・祝日）、東京牛込篠崎（たんす）町区民センター会議室にて「にゃんにゃんセミナー」を開催します。地域で人と猫が上手に生活していくための、色々なアイデアや、苦労話など、机を囲んでワイワイガヤガヤと話をしませんか。

パネルの展示やパンフレットの展示の他に講演会も予定しています。

午前中は地域のボランティアを中心に、相談コーナーを開設、猫に関する苦情も聞くので、ご相談ください。午後は野良猫と呼ばれる猫と地域の人々の交流をメインに講演会を行います。

多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

**日時：**11月23日（金・祝日） 午前10時～午後4時  
**場所：**篠崎(たんす)町区民センター4階会議室バラA・B  
**入場無料** ※ストレスを避けるため動物は入場できません。

**スピーチ：**地域有志の皆さま ほか  
**特別講師：**加藤由子氏（動物ライター）  
**セミナーの運営とご相談：**地域ねこ計画ボランティア  
※お楽しみコーナーあります。

**協賛：**東京都衛生局・新宿区

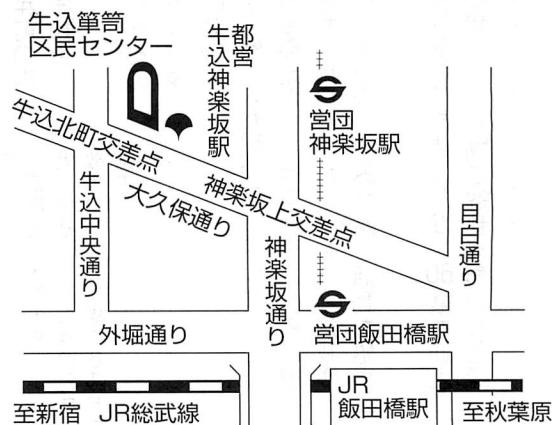
**主催：**牛込地域ねこの会 NPOねこだすけ

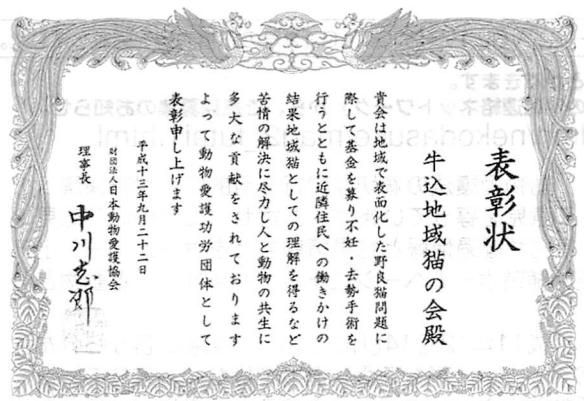
**問い合わせ先：**新宿区保健所衛生課 生活衛生係

**交通**

都営地下鉄大江戸線 牛込神楽坂駅A1出口に隣接  
 営団地下鉄東西線 神楽坂駅2番出口徒歩10分

地域ねこ計画の広報も兼ねた町内の青空市（2001.10月）





地域に根ざしたボランティア活動がたたえられました。

牛込地域猫の会殿  
貴会は地域で表面化した野良猫問題に  
際して基金を募り不妊・去勢手術を行  
うとともに近隣住民への働きかけの  
結果地域猫としての理解を得るなど  
苦情の解決に尽力し人と動物の共生に  
多大な貢献をされております  
よつて動物愛護功労団体として  
表彰申上げます  
平成十三年九月二十二日  
財団法人日本動物愛護協会  
理事長 中川志郎

ねこに係わるご相談内容を大きく分け  
ると、「可愛そうな子ねこなどを保護し  
たがどうしたらいいでしょうか?」と「ね  
この里親さんを探したいのですが?」な  
どが約半数です。  
そのほかの500件あまりが「地域ね  
こ計画」に関連するご相談です。そのな  
かの8割は「手術のための保護をして欲  
しい」という内容と「地域ねこ計画を行  
う仲間に入りたい」などとなっています。  
実際に地域ねこ計画を行っているのに、  
何故か思つた通りの成果がでないので困り、  
ご相談される方が100件ほどです。

そのほかの500件あまりが「地域ね  
こ計画」に関連するご相談です。そのな  
かの8割は「手術のための保護をして欲  
しい」という内容と「地域ねこ計画を行  
う仲間に入りたい」などとなっています。

実際に地域ねこ計画を行っているのに、  
何故か思つた通りの成果がでないので困り、  
ご相談される方が100件ほどです。

ねこに関する寄せられる1000件以  
上のご相談の中から、「地域ねこ計画」  
を成功に導いているケースが5~6件に  
なりました。

地域ねこ計画の成功を「地域に認められ、  
地域に根ざしたボランティア活動」とい  
う位置付けをしていますが、年月を振り  
返ると、成功例は増加の傾向になっています。

東京都と新宿区がすすめる「飼い主の  
いない猫との共生モデルプラン」指定一  
号地区には、(財)日本動物愛護協会より  
表彰状が贈られました。

ひとつの町内地域で始まった地域ね  
こ計画の活動でしたが、周辺の町内会からも、  
その活動を進めるボランティアさんを指  
名し、新たに「地域ねこ計画説明」の集  
いが開かれるなど、今後のモデルプラン  
地域の広がりに向かう成功例として認め  
られたものです。

地域ねこ計画は、野良ねこの保護や管  
理を徹底して行い、人と動物とのトラブル  
を避けるだけが目的ではありません。



## 解説

2002年地域ねこ計画  
まねきねこめくりカレンダー  
別冊「地域ねこ手帖」より抜粋

### 不幸なねこをなくすためにできること

ネコは成長して発情期がくると、オスはおしっこをかけて臭いづけをしたり、メスは異様で大きな鳴き声をあげます。このため飼い主は不妊および去勢手術をさせています。

ネコが飼いやすくなるだけではなく、発情は大変強い欲求として精神的・肉体的に大きなストレスと苦痛になるため、交配させても、生まれた全部の仔ネコを飼うことができないならただちに手術をうけさせるのです。

ネコの健康のためには、子宮や乳腺の疾患、オスの精巣や睾丸の腫瘍、前立腺肥大などの病気予防にもなります。

性成熟にともなう問題行動の中には、一度生じてしまうと不妊去勢手術をしても治らないものもありますので、性成熟に達する前に手術をうけさせることができます。

現在の日本では、ペットの数が圧倒的に余っています。主に飼い主に致死処分申請されるイヌは約28万匹、ネコは約27万匹で、その費用は約12億円にものぼります。

ネコは1回の出産に複数の子を産みます。机の上の計算ですが、2匹のネコが年に2度、5匹の子を産み、その子が同じように5匹ずつ産み続けると、5年で976万5625匹になります。

誰も飼ってくれるヒトがない、という理由だけで多くの罪のない命が行政の施設で殺されています。

これ以上、同じ社会に暮らす動物たちの小さな心や魂を苦しめないために、また1匹でも多くの小さな心や魂を不幸にしないためには、ペットに接するすべての人たちがペットの過剰問題を考える時代が来ています。不妊去勢手術の徹底は問題を解決する大きな1歩です。

### ノラねこの運命……

ノラネコは野生動物ではありません。狩りをする能力を利用するヒトが意図的に人間社会に連れてきて、手放しました。飼いネコの平均寿命は年々伸びており、12歳以上となっている一方で、ノラネコは3年から長くても5年程度とされています。

世界中のノラネコにたった1種だけといわれていたネコの感染症は、人工的な繁殖が重ねられるに従い、キャッテリー(ネコ飼育繁殖施設)からの臨床例が30種類も発見されています。

現在では外に見捨てられたノラネコにも感染の危険が異常に高くなっています。

病気に冒されるほか、交通事故死やセンターで致死処分されるネコ。ヒトに殺傷されたり、栄養失調のほか、なんらかの目的の「捕獲」など、ネコは過酷な運命にさらされています。

多くのヒトはノラネコに対してどういった感情をもっているのでしょうか?

ノラネコを「かわいそう」と思う人、苦々しく思う人、双方の言い分はご近所関係の悪化の原因になります。

旧総理府の実施した調査ではノラネコへのエサやりをどう考えるかについて

「ネコが増えるので与えない方がよい」の答えが37%、「ネコが集まり、フン尿などで生活環境が汚損するので与えないほうがいい」22.8%でしたが、「エサを与える人がフン尿の後始末をするなど、責任をもって管理するのであれば構わない」も29.6%でした。

ノラネコの問題とは、エサやりの是非に加えて、フンや尿が問題であることがわかります。

これらの問題や、さまざまなネコの社会問題を「ネコを愛し、かわいそうと思う人」と、「苦々しく、快く思われない人」双方の立場から考え解決するひとつの方法として、「地域ねこ」計画がすすめられています。

**ねこだすけ四谷事務局だけでも…  
1000件以上のものご相談が寄せられます。**

**年間**

**FAX. NEWS**

<http://nyanko.circle.ne.jp/>

アニマルウェルフェア連絡会 ファックスニュース・VOL.17 2001.10.12号の記事内容を転載しました。

よくもわるくも、法律はほーりつ。ほーりつを上手に使うと、動物をまもることができます。

アニマルウェルフェア連絡会（動物と人との絆を考えるあらゆる市民グループの情報連絡ネットワーク）から、ご意見募集のお知らせ。

詳しくはホームページで… [http://www.asahi-net.or.jp/jz6m-dmn/nekodasuke/mag2\\_futai1.html](http://www.asahi-net.or.jp/jz6m-dmn/nekodasuke/mag2_futai1.html)

## 市民の願いを実行するために

動物愛護法の適切な実行を目的に、付帯決議へのご意見を募っています。お寄せいただいたご意見の集約や経過情報と結果情報などをホームページ上で公開します。また、ご意見のご参考となる動物関連のニュース報道は随時ホームページに集約されます。人と動物との共生をめざす試みです。

「動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」が、平成11年12月14日に成立し、同月22日から公布されています。動管法の施行から26年が経過し、特に、犬やねこ等のペットは、単なる愛玩動物ではなく、家族の一員、人生の伴侶であるとの認識が高まっています。その一方で、無責任な飼い主によるペットの遺棄、不適切な飼養、あるいは動物への虐待等の問題が社会的な関心となったこと等を踏まえ、法改正が行われたことが発表されています。

また法の改正にあたり、つぎのような付帯事項を決議し、さまざまな実行措置などを求めています。

動物愛護法の改正に伴う付帯決議は、未だ確定した規則とはならないものもあり、国民の要望の高まりとともに、法制度化されるなどの可能性が極めて高い事項です。動物愛護法が適切に実行されることを願って、付帯決議事項に関する皆さまからのご意見をホームページ上で発表する計画です。

付帯決議 (1999. 12. 9 衆議院通過)

動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の提出に伴う決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 飼い主が所有権を放棄した犬及びねこ以外の愛護動物や虐殺を受け保護が必要な動物については、第二十一条の「動物愛護推進員」の活動として新たな飼い主や引取り先の斡旋が行われることが想定されるところである。都道府県等は、第二十二条の「協議会」の構成員として、この動物愛護推進員の活動を支援していくことが法律上望まれているところであり、このような都道府県等の活動に対する国としての支援について検討し適切に措置すること。

二 学校や福祉施設などにおける動物の適正な飼養については、その近時における重要性の高まりを踏まえ、獣医師等による指導の実施などそのあり方について検討を行い、関係行政機関が適切に連携しつつ、第五条第四項の内閣総理大臣が定める基準の中に盛り込むなどの措置を行うこと。

三 飼い主責任の意識の高まりを踏まえつつ、公園等公共施設の利用のあり方についても検討を行うこと。

四 犬及びねこの引取りについては、飼い主の終生飼養の責務に反し、やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置として位置付けられるものであり、今後の飼い主責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りのあり方等につき、更なる検討を行うこと。

五 日本の伝統芸能に係る三味線等の製造に支障をきたさないよう、伝統文化の保護の行政とも連携して、都道府県等に引き取られ殺処分に付されている犬及びねこの活用などにおいて適切な配慮がなされるよう措置すること。

六 ペットの放置・遺棄による在来種への圧迫をはじめとした外来種・移入種による地域の生態系への影響の防止の観点から、動物の飼養及び保管のあり方など外来種・移入種に関する対策を検討し適切に措置すること。

七 国、地方公共団体を通じて本法の適切な施行・運用のための体制の整備・充実を図ること。

八 附則第二条に基づき検討を行うに当たっては、次の事項について、適切に措置すること。

1 動物取扱業者の届出制については、その実施状況を調査し、問題の発生の有無等によりその有効性を評価するとともに、東京都の登録制の条例制定など先進的な取組を踏まえ、優良業者の育成、消費者保護等の観点も加味した登録制などの措置について、実施可能性も含め検討を行うこと。

2 規制対象となる取扱業の範囲についても、問題発生の状況や、東京都などにおける条例の見直しの状況などを踏まえ、検討を行うこと。

3 規則に営業（業務）停止に係る命令等の措置を加えることについては、問題発生の実態等を踏まえ、その必要性や有効性を含め検討を行うこと。

4 罰則の対象となる虐待の定義等については、本法に基づく摘発や立件等の状況を踏まえ、見直しの必要性も含め検討を行うこと。

5 愛護動物の範囲については、本法で爬虫類を追加したところであるが、熱帯魚などが觀賞用として増加していることなども踏まえ、今後の問題の発生状況等必要に応じてその見直し等につき検討を行うこと。

6 今回の改正案に盛り込まれていない事項（動物の取扱や情報公開等）についても、地方公共団体等における各種の取組等を踏まえ、動物の適正な飼養の推進の視点から検討を行うこと。

ご意見は下記の要領でお寄せください。ボランティア有志が手作業で集約などを行いますので、ご応募方法に従っていただけるようお願いいたします。

**Animal Welfare Net.**  
**FAX.NEWS**

●インターネットメールでお届けください。メールアドレスは zac90835@pine.zero.ad.jp ●メールサブジェクトには 付帯決議意見 と記入してください。●ホームページ上で公開可能な・ご住所・お名前・肩書き・ご連絡先・団体またはグループ名などを【公開】と明記してください。●ホームページ上では【非公開】の・ご住所・肩書き・お名前・ご連絡先・団体またはグループ名などもその旨明記してください。●付帯決議の何項に対するご意見かを明記の上、それぞれの項目のご意見を項目ごとにお寄せください1通のメールに複数項目でも構いませんが、項目ごとに段落分けをお願いいたします。

●ご意見メールの記入例（※ご意見をお寄せいただく際のサンプルフォームです。）

e-mail

付帯決議（メールソフトの標題テキストボックスに記入）

【公開】わんにゃんウエルフェアチーム【公開】代表東京太郎【公開】東京都千代田区【非公開】〒123-4567東京都千代田区丸ノ内1-2-3【非公開】電話03-1234-5678【非公開】Fax.03-1234-5555

【付帯決議第一項に対する意見】 動物愛護推進員が市民の声を反映し、犬やねこの新たな飼い主や引取り先の斡旋をするに際しては、飼い主及び取扱業における適正な終生飼養と繁殖制限およびやむを得ない場合の譲渡先探しなどのほか、犬やねこの新たな飼い主や引取り先の斡旋をする以前のさまざまな大きな社会問題の解決が必要です。動物愛護法の実行や執行措置と併行して始めて法が目的とする「動物愛護推進員」の活動が機能するものと考えます。そのため法律上望まれる、「協議会」の構成員として、この動物愛護推進員の活動を支援していく都道府県等の活動には、下記添付資料「通知」の実行が容易く運営できる、総合的且つ組織的な運営システムの構築が必要です。国の通知に従い、各都道府県などは速やかに「飼養の継続、飼養希望者又は所有者の発見に努められる」システムを工夫し、動物愛護推進員が行う、新たな飼い主や引取り先の斡旋が容易な方法を作成すべきです。例えば、新たに見込まれる飼い主のほか、動物取扱業に対する教育制度や、適正飼い主の登録制度のシステム的な管理運営体制の創造が求められます。これらのシステムは動物愛護推進員が活動を行うにあたっての地域行政の措置として欠かせない事項です。これらのシステムの構築に従い、致死処分施設一辺倒の行政措置は本来の動物愛護法の目的に即した姿に変遷することが可能です。また具体的な措置案には容易に実行できるアイデアが多数です。例えば譲渡該当動物の広報計画にはインターネットを活用するなどのほか、保健所または様々な行政出先機関などの公共施設を利用したPR広報や教育設備も望まれ、愛護動物と人との共生教育システムなどの一貫した完備が望されます。また、譲渡斡旋システムの構築に従い、引き取られる動物が増加する事態を防ぐ綿密な計画も必要です。このように都道府県等が動物愛護推進員活動を支援する協議会を構成するに際しては、国としても動物愛護法の適切な実行及び執行に積極的に介入し、各都道府県等に対する監視や指導を適時に適切に強化し、且つ隨時必要な支援援助や設備施設の提供などを行るべきです。

なお、国が行うべきとされる支援援助や設備施設の提供などは、同様の付帯決議第七項「国、地方公共団体を通じて本法の適切な施行・運用のための体制の整備・充実を図ること。」とする内容にも係わるものです。

【添付資料】総管第237号 昭和50年4月5日 総理府総務副長官 犬及び猫の引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要項について（通知）

2 所有者又は拾得者から引取りを求められたとき、若しくは施設に引取り又は収容した犬又はねこについては、飼養の継続、飼養希望者又は所有者の発見に努める等できるだけ生存の機会を与えるようにすること。

「動物の愛護及び管理に関する法律」第21条及び第22条に基づく動物愛護推進員の活動支援のための協議会のあり方について（平成12年1月30日総理府動物保護審議会 動物愛護推進員 協議会活動等専門委員会）

：（割愛）：本専門委員会におこなはば 同年5月7日  
10月6日及び11月17日の3回にわたりて、法律における動物愛護推進員及び協議会の規定の再確認 協議会の基本的な性格付け 協議会の任務や活動のあり方 協議会の構成のあり方及び協議会を立ち上げていくに当たつての都道府県等の役割や国としての支援のあり方について検討を行い、以下の報告をまとめたものである。

：（割愛）： 1、 動物愛護推進員及び協議会の規定の趣旨 動物の愛護及び管理に関する法律において、都道府県知事等による動物愛護推進員の委嘱の規定が新設されたが、この趣旨は、法目的としての動物の愛護と管理、その中核的な内容としての動物の適正な飼養を推進するためには、飼い主責任が適切に確保されしていくことが必要不可欠であり、そのためには民間の有識者等による活動員が極めて重要なところから、都道府県等の専門職員である動物愛護管理員等との適切な連携協力の下に、以下に述べる協議会の活用と合わせて、行政も含めた動物の愛護と適正な飼養に関する有識者等のネットワークが地域レベルで作られていくことにより、制度的に寄与していくという点が考えられる。

：（割愛）： 3、 協議会の任務：（割愛）：

イ 都道府県等の施策への協力（第4号）については、都道府県等が実施する動物とのふれあい事業、適正飼養普及事業や引き取り動物等の譲渡事業等への参加協力などが想定されるが、\*都道府県等の犬及びねこの引き取りに係る殺処分等の施策に基本的に反対している者などこの動物愛護推進員の任務を果すことが困難と考えられる者は同推進員への委嘱はできないことが困難とされる。したがって、都道府県等の施策に基本的に反対している団体は動物愛護推進員の推薦団体となることは困難と考えられる。

：（割愛）： 4、 協議会の構成：（割愛）：

なお、行政の施策に反対している団体や動物愛護と直接関係のない団体等の協議会における意見表明等を妨げるものではない。このため、協議会の発足当初においては、動物の愛護等に関する考え方や意見の相違に対する回答の困難さの発生を予見られるが、協議会が、それらの意見等の相違を超えて、構成団体が意見等を表明しそれを話し合ふ場ひなうしていこうさらにはそれらを調整していく場としての役割や機能を果していくことも考えられる。（以下省略）

動物保護審議会の専門委員会から、既に次の様な報告がなされています。  
小さな動物の命・愛・心・を思う市民には知られる機会の少ない部分を抜粋しました。

【参考文献】動物に対して、人がなんらかの権利義務を有する特別なモノとする立場から解説された動物の法律解説書が多い中で、「改正動物愛護管理法／解説と法令・資料」(動物愛護管理法研究会編集(青林書院・本体価格2800円))は、動物愛護法の専門的な解説書です。

# きままで

[http://www.asahi-net.or.jp/~jz6m-dmn/nekodasuke/kimama\\_nikki\\_10.html](http://www.asahi-net.or.jp/~jz6m-dmn/nekodasuke/kimama_nikki_10.html)

## ねこへいぱー日記より (2)

手術の保護開始。だいじょうぶよ、出てらっしゃい。

(1) 地域ねこ計画最初の一歩、チラシで広報..



(3) あたし、来たけど、痛くしないでね。がまんする、お行儀良くするから!!



ニュース報道の速報掲示板ができました。  
[http://bbs4.otd.co.jp/413777/bbs\\_plain](http://bbs4.otd.co.jp/413777/bbs_plain)

\*看板の下にケージあり。

●都内の大好きな公園の管理事務所は「ねこの餌やり禁止」の告知を、区が制作したポスターで「置き餌禁止」の内容に変更し掲出し直しました。公園のねこの適正な飼い方管理と完璧なまでの不妊手術をボランティアが実行した結果です。

●テレビで地域ねこ計画を知った東海地方のボランティアさんから、早速計画を始めたい旨のご連絡をいただき、実施に向けた協議が始まった数日後には、市長との面談がセッティングされる素早さでした。

●動物愛護週間にはペットや愛玩動物にまつわる報道が多数されました。しかし、市民グループが小さな規模で開いた、仔犬や仔ねこを生ませることの善し悪しに触れる学習会やセミナーの報道はほとんどされません。報道の多くは、産業用や趣味的に繁殖された愛玩用の犬やねこに触れながら、人間が期待する使役性の効果などを啓発するイベントについてのものでした。犬及びねこの法律の精神上では、前もって譲渡を目的にする繁殖は極めて行いにくいことなどの適切な解説が、公に且つ積極的にされることはありません。

●神奈川県のねこ殺傷容疑捜査に地域ねこグループが協力し、通報先警察署名入りのチラシを制作して配布しました。

●飼っていた多頭のねこを飼い続けることができなくなり、新しい飼い主さんの発見活動を積極的に行っている著名人がいるとの情報には、終生飼養の放棄に至るそれなりの原因とされた「住居の移転計画」が「ねこを譲渡しなければならない、万事他に方法のないヤムを得ない事態」なのかどうかの大きな疑問が付けられていました。昭和48年制定の動管法／現・動物愛護法に明解な回答があります。

●所有者の分からない離乳前の子ねこが敷地内で見つかったお宅のエリアでは、親ねこへの繁殖制限対策と、ねこの遺棄違反対策が進みました。また子ねこの引き取りを求められる保健所にも、飼養の継続や飼養希望者の発見業務を行なえるシステムが作られていないため、敷地の所有者と保健所職員が立ち会いのもと、飼養希望者の発見作業がボランティアに委ねられました。

●テレビでは、リードを付けていない犬が公道にいる映像などをCMなどで見かけますが、通常の場合には動物愛護法やペット条例違反です。

●全国版の紙面で地域ねこ計画が紹介されました。(読売新聞)



●ドッグランを盛り込む条例制定に向け、区民間で可否が問われました。時期が早いのではないかとの意見は、犬及びねこの終生飼養、繁殖制限、適正飼養などの普及啓発が、飼い主はもとより、取扱業に対してもほとんど定着していないし、学習の機会も少ないと理由からです。条例で規制を緩和すべきなのか、責務の強化を進めるのが先かの結論が待たれています。

●東京都は野良ねこ問題の審議会答申に基づき、ねこ飼養の3原則を1.身元の表示2.不妊去勢3.室内飼育として、その実行に向けた普及啓発を行っています。数年が過ぎた今でも、飼い主が3原則を忠実に実行した際の、著しい支障や弊害の事例は特別に報告されていません。また、外飼いねこの苦情が格別に減ったとの報告もありません。しかし、区も室内飼育のすすめを積極的に取り入れようとした動きに対し、根深い反対が明らかになったことをうけて、区がねこを思う区民相互を交えた意見交換をしました。

Animal Protection League

動物保護目的の地域ねこ計画に限り保持できるキャット・プロテクションケージ(トラップケージ)の頒布受付中。  
お申し込み用紙の請求は地域ねこ計画グループ名などを記入の上 Fax.03-3350-6440まで。

ご近所の野良猫手術や里親探しがエスカレート..  
今までの飲食店を、ペット雑貨店に大改造!!

**ペットフード & 雑貨 だいちゃん**

丸正 ● 至新宿 消防署 セイフー 至曙橋  
至信濃町 外苑東通り  
四谷三丁目 杉大門通り 果物屋  
至四谷 杏千代 富士銀行  
至四谷レ ご近所の宅配無料(月~金)  
年中無休 11:30~8:30  
Tel&Fax. 03-3359-4595  
新宿区荒木町1番地(杉大門通り中央左側)



植物を原料にしたリサイクル商品です。

動物愛護の普及啓発情報を表示しています。

## おからのネコ砂

1袋7kg入り 580円

(税抜き送料別)  
※1ケース(4袋)で  
ご注文の場合



### お申し込み・お問合せ先

〒197-0021 東京都福生市東町2-8  
(株)アクティス 担当: 葛岡(くずおか)  
TEL 042-553-8111  
FAX 042-553-8127  
MAIL info@actice.co.jp  
<http://www.actice.co.jp/>





生後2か月の間、熱心なボランティアでスクリーニングの人との生活で、すてきな里親さんと暮らすようになりました。

ねこだすけは動物と共生のできるまちづくりを目指します。1年間に100万匹以上ものねこが不幸に死んでいます。少しの手助けで不幸に死んでいくねこを少なくできます。ボランティアさんやメンバーがそれぞれの立場で、ねこや動物に対してもできることをできる範囲で行い次の世代が引き継いでくれることを願っています。ご自宅やお勤め先、ご近所などでねこや動物に心を動かされている皆さんにご参加をいただいています。

## ねこだすけへのお誘い いのちにやさしいまちづくり 人と動物と、すてきな共生…

パンフレットをお知らせください。

ねこだすけは動物と共生のできるまちづくりを目指します。1年間に100万匹以上ものねこが不幸に死んでいます。少しの手助けで不幸に死んでいくねこを少なくできます。ボランティアさんやメンバーがそれぞれの立場で、ねこや動物に対してもできることをできる範囲で行い次の世代が引き継いでくれることを願っています。ご自宅やお勤め先、ご近所などでねこや動物に心を動かされている皆さんにご参加をいただいています。

ねこの保護や・救済・通院などの他、ご相談などにもお応えしています。動物にやさしい風潮を大きくするためには、社会に影響力を持つあらゆる分野に働きかけをしながら協力を促しています。

ねこを快く思われる方々にもご協力を願いし、地域ねこ活動を行います。保健所や行政などと共に、ねこや動物のための対策をします。超党派の議員のご協力やご支援をいたしています。大勢のドクターに手術治療などにご協力をいただいています。

ねこだすけは、ねこや動物に心を動かされている方、毎日どこかでねこと接している方、ねこを伴侶として生涯の家族にしている方々などのボランティアさんで運営されています。垣根の無い地域ねこ＆どーぶつチームワークの大勢の皆さまに支えられています。いのちにやさしいまちづくりを目指して、ねこだすけの活動に賛同していましたが、ぜひ会員になつて支えてください。

### 小さな声を大きく強く!! 地域ねこネットワーク!!

### ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けします。動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

| 会員種別        | 年会費       | 摘要／資格    |
|-------------|-----------|----------|
| A ジュニアパートナー | 1,000円    | 高校生以下    |
| B パートナー 3   | 3,000円    | 個人       |
| C パートナー 5   | 5,000円    | 個人       |
| D パートナー 7   | 7,000円    | 個人       |
| E サポーター     | 10,000円以上 | 個人       |
| F スポンサー     | 5,000円以上  | 法人・団体    |
| G 寄付        | 1,000円以上  | 年会費を除く随时 |

※NPO制度の構成員(例:会社などの社員に当たる)を正会員といい、A~Fはいづれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただけることを目的にしており、次年度より変更できます。

※地域ねこ計画エリアが拡がっています。  
どうぞ対策費カンパのご寄付をお願いいたします。

**スポンサー** 法人、団体、篤志企業家の皆さまにご寄付、支援品、催事などへの協賛をお願いいたします。

電話03-3350-6440はFax併用です。スタッフシフトが不定期のため、ご相談日を除きファックス番号をご案内しています。お手数ですが、お名前・〒ご住所・お電話番号・できれば自動受信のFax番号・お問い合わせ内容の概略をご記入の上ファクシミリ送信をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間がかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。

### 活動

地域ねこ計画の実行やねこの保護救済活動以外の主な活動内容

- 個人シェルターの運営支援
- 動物の法律の普及啓発と実行や執行の推進
- 全国の愛護動物行政に対する改善要請や請願
- 不適切な条例や慣習による違法措置などの改善要請
- 緊急災害時の動物救済支援
- 不適切に飼養される動物の救済や改善要請
- 動物愛護の普及啓発イベント
- 動物ネットワークの推進
- 地域ねこ計画学習会など

ねこだすけの事務局や支部は地域ねこ計画活動や、猫の擁護・保護活動を進めやすくするネットワークです。※ジュニアパートナーを除き参加できます。

### 入会お申込・お問い合わせは…

電話・Fax. 03-3350-6440

郵送・宅配 〒160-0016 東京都新宿区信濃町10

宛先 NPO ねこだすけ

ホームページ <http://www02.so-net.ne.jp/~nekonet/>  
mail: nekonet@wa2.so-net.ne.jp



郵便振替

口座番号 00130 - 9 - 362975

加入者名 ねこだすけ

振替用紙通信欄に下記点線内の必要事項をご記入ください。

お申し込み年月日: お名前: ご住所/郵便番号: お電話番号:  
Fax番号: 会員種別: 年会費: 円

寄付金: 円

※ご寄付のある場合やご寄付のみの際にはご記入をお願いいたします。

ご入金確認日の前月まで会員年度(※宛名シールに印字されている期日)とさせていただきます。金融機関やATMをご利用の際には会員ご本人とお振込名の相違などで確認が困難な場合もありますので、お手数ですが事務整理の都合上Faxなどで別途のご連絡をお願いいたします。金融機関は富士銀行と東都中央信用金庫をご利用いただけます。

### 地域ねこ計画の活動資金にご寄付をお願いいたします。

●1口500円の募金でラッフル福引きが1回。●お一人さま何口でも、500円単位の口数に応じたお楽しみチャリティ福引き。●郵便振替の通信欄に「ラッフル」と必ずご記入ください。●郵便以外の方法でご送金の際には「ラッフル」と明記してください。●こちらで所定の応募券に転記し、左のボトルで期日に抽選。※2か月毎の月末日締切。●お楽しみ景品は随时追加。●当選発表/ホームページに都道府県名と苗字を発表し、商品の発送をもってご本人さまへのご連絡とさせていただきます。●お楽しみ商品は、動物愛護に関係する新刊書籍などのほか、ねこだすけオリジナルテレカ50度など。郵送はねこだすけ住所まで。※ご参加口数相当額の郵便切手歓迎。(ラッフルの景品寄贈もお願いいたします。)

<http://www02.so-net.ne.jp/~nekonet/raffle.html>



チャリティ・ラッフル  
お楽しみ福引き  
ご寄付募金

動物愛護活動を支援する法人・企業家のみなさま、グループの皆さま、ご寄付や支援品をいただきありがとうございます。(敬称略): ねこたちはぐはぐ・(株)ヒノキ・(株)イシイフーズ・(株)カン・プロダクト・(株)アクティス・タローズペットフードほかの皆さま

## 不幸なねこを少なくするために…カレンダーチャリティ販売へのご協力をお願いいたします。

通信販売に限らせていただくためなるべくお早めのお申し込みをお願いいたします。一括送付の場合には5部以上は何部までも送料と税込で1部1500円です。お知り合いの皆さま共同でのお申し込みをどうぞよろしくお願い申し上げます。



### 2002年 平成14年「地域ねこ計画」

## まねきねこめくりカレンダー

横14cm 縦12cm 365枚(表紙カバー除く) ねこのモノクロ写真590点

売り上げ益金は地域ねこ計画費用に充てられます。

●定価1~4部 1部1800円 ※全国一律の個別送料と消費税込み

●5部以上一括 1部1500円 ※全国一律の一括送料と消費税込み  
(5部以上は何部までも一ヶ所一括の場合)

●別冊付録「地域ねこ手帖」(14x12cm/全12頁)

人と動物が幸せに暮らせる社会へ／ねこの歴史／ねこの飼い方／不幸なねこをなくすために／ねこの運命／地域ねこ計画／地域ねこのルールなど

飼い主さんのほか、地域ねこボランティアさんや飼い主のいないねこを保護しているボランティアさんたちに優しい眼差しを向けるねこ。また人の手助けを待つねこたちや、街で暮らすねこのすてきな寄稿写真590点です。

日めくりカレンダーの各頁には「地域ねこ計画ってなに?」を解説した「ひとことメッセージ」211点と、改正動物愛護法を要約した60点のひとことメッセージを掲載しました。

#### ●ひとことめくりメッセージの例

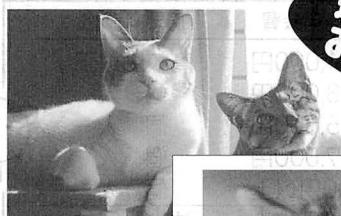
地域ねこってな～に?

- 1【家ねこが捨てねこされて野良ねこに】流れで通って、地域ねこ!!
- 2【ねこの歴史】古代エジプトのねこは作物をまもるネズミハンターや、女神にも。
- 20【地域ねこって?】地域ねこ計画は 小さないのに やさしいまちづくり
- 51【地域ねこのルール】人をまもって まもられた人がねこをまもる 動物の法律
- 96【地域ねこ開始】野良ねこが とっても借りたい人の手は 肉球広げた5つのテーマ
- 118【地域ねこ1-2里親探し】野良の子ねこにミルクとトイレ 人の手つくして よい人を待つ
- 124【地域ねこ2.対話と清掃】ミミよせて 野良ねこ 聞いていた 話し合い
- 136【地域ねこ3.行政の後押】野良ねこ苦情の殺到で お役所注目 地域ねこ計画
- 156【地域ねこ4.通報】小動物への殺傷・虐待は重大犯罪のシグナル。情報交換を緊密に。
- 163【地域ねこ効果】ねこは本来きれい好き えさやリルールで ゴミ減らし
- 167【地域ねこのチラシ】対話で始まる地域ねこ計画をチラシで広報。
- 172【地域ねこチラシ内容】ねこの不妊去勢手術が進んでいるのでもうこれ以上は増えません。
- 197【地域ねこの目印／みみピアス】地域ねこ計画の不妊去勢手術が済んだことの目印。地域ねこの表示。

【動物愛護法】

- 1.(目的) 動物虐待の防止や動物の取り扱い方、動物愛護のさまざまなことからを定めます。
- 2.(目的) 動物愛護の精神や、生命の尊さ、情け深さなどが自然にはぐくまれることも目的です。
- 52.愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

通信販売です。  
お申込み承り中!!



●カレンダー  
例

●11月より発送予定 ●通信販売の"お申込み承り中。"なるべくお早めのお申込みをお願いいたします。

●電話での申込みは 03-3847-4401(午前9時～午後7時まで) ●ファックス申込みは24時間 03-3847-4404

●Eメールは idolkan@kan-products.co.jp ※上記宛先はいづれも「エーピーエル」

●申込必要事項 ・品名：まねきねこめくり・部数・合計金額・お名前・お届け先ご住所と郵便番号・お電話番号

■お支払いは郵便振替口座をご利用ください。(郵便局備え付けの用紙を使用)

振替口座番号 00170-7-600714 加入者名 エーピーエル

■その他のお支払い方法

金融機関名：朝日信用金庫羽橋支店

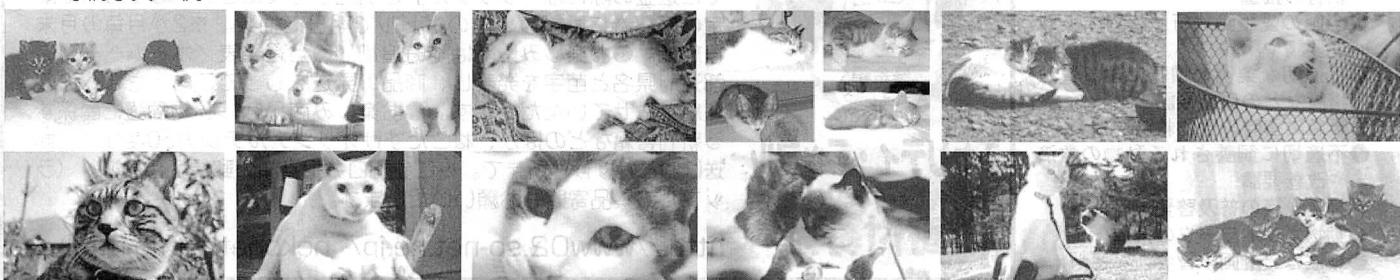
普通口座／番号：464368

口座名：エーピーエル

※お振込人名はご注文者のお名前でお願いいたします。

現金書留や定額小為替(郵便局で購入できます。)で郵送の際には／品名：まねきねこめくり・部数・合計金額・お名前・お届け先ご住所と郵便番号・お電話番号を記載した用紙を同封してください。封書の宛先は〒111-0036東京都台東区松が谷2-18-12 カンプロダクツ気付 A.P.L.まねきねこめくり係

●寄稿写真の例



企画制作 NPOねこだすけ／印刷製作・販売協力 エーピーエル／カレンダーの内容や地域ねこ計画に関するお問い合わせはねこだすけまで…  
電話&Fax.03-3350-6440 〒160-0016東京都新宿区信濃町10 http://www02.so-net.ne.jp/~nekonet/02cl.html



NPO ねこだすけ 発行 ねこネットワークニュース 編集／制作 © 2000 All rights reserved.

2001 平成13年10月号 Vol.16